引受事務要領　　那覇水先区水先人会

受付方法	水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。 （１）　合同事務所の窓口における受付（所在地：那覇市） （２）　電話による受付　　（電話番号：098-868-1613） （３）　ファクシミリによる受付（ＦＡＸ番号：098-868-9785）
受付事項	水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。 （１）　船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類 （２）　船舶所有者（水先法第３条）の氏名又は名称及び住所 （３）　水先区間及び水先開始予定時刻 （４）　輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否 （５）　その他利用者から得た特別な事項
当直表	会員の休息時間及び休日を確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。
受付条件	水先の求めの受け付けにあたっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。 １．水先人の選任について利用者からの要請がない場合 （１）　原則として、利用者から水先開始予定時刻の２４時間前までに申し込みされたものであること。 （２）　当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。 ２．水先人の選任について利用者からの要請がある場合 （１）　次の全ての要請を満たすものであること。

	イ　当該水先人が当該要請を応諾すること。 ロ　当該要請が水先開始予定時刻の４８時間前から２４時間前までに申込みされたものであること。（ただし、２４時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。） ハ　当該水先要請に係る水先時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけではなく、移動時間（３時間）及び休息時間（２時間）を含めるものとする。 二　以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。 ・水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること。 （２）　当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事業等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。
会員への連絡	本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。 （１）　当直表の中から、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して本会が選任し、遅滞なく、当該選任した会員に連絡するものとする。 （２）　前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅延なく、会員に連絡するものとする。 （３）　前号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、その他確実な手段により行うものとする。

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
1年未満	無し （但し、6万総トン以上の危険物積載船を除く。）
2年半未満	無し （但し、8万総トン以上の危険物積載船を除く。）
2年半以降	無し

安全運航基準について

那覇水先区水先人会

：気象及び海象の状況がいずれかに該当する場合は、その間、業務を見合わせる。

ー風　速：①那覇軍港（風速１０m/秒以上）

②那覇新港（風速１３m/秒以上）

ー視　程：７００m以下

：水先要請船の喫水に対する余裕水深は、予定航路上すべてにおいて１０％以上を確保する。

以上